

第8期計画策定に係る基本指針（案）について

1 基本指針について

市町村は、国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、「基本指針」）に即して、3年を一期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされており、「基本指針」は計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

今後、社会保障審議会介護保険部会での意見を踏まえた修正、法令審査やパブリックコメントを経て、年度末に公布される。

2 第8期基本指針の位置付け

- ・ 基本指針では、第6期（平成27年度～29年度）以降の市町村介護保険事業計画を、「地域包括ケア計画」と位置付け、2025年までの各計画を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしている。
- ・ 第8期（令和3年度～5年度）においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることを位置付けることが求められている。

3 基本指針の記載事項について

基本指針は、以下の事項について記載されている。

- 第1 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項
- 第2 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項
- 第3 都道府県介護保険事業計画の作成に関する事項
- 第4 指針の見直し

4 基本指針の構成について（見直し内容及び見直し方針）

※令和2年7月27日 第91回 社会保障審議会介護保険部会 資料

別紙のとおり